

自主防災組織



家族・隣近所の安全・安心
は自主防災組織から

— 恵 庭 市 —

1 自主防災組織とは

地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成する防災組織のことを言います。

災害対策基本法で市町村、住民の責務として定められています。

(1) 自主防災組織の必要性



自分や家族の命を守るためにには、さまざまな災害発生に備え、普段から十分な対策を講じておかなくてはなりません。しかし、ひとたび大災害が発生すると、災害の拡大を防ぐためには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合があります。このような時、毎日顔を合わせている隣近所の人達が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むことが必要です。

災害発生時はもちろん、日頃から地域の皆さんと一緒に防災活動に取り組むための組織、これが「自主防災組織」です。



事例

平成7年に発生した「阪神・淡路大震災」では、道路・鉄道・電気・ガス等都市基盤の崩壊や職員自身の被災から、発災直後は防災関係機関の活動が十分に機能しませんでした。

その一方で、隣近所の多くの人が協力し合い、救助活動に参加して尊い命を守った事例や、初期消火を行い延焼を防止した事例などが報告されています。

(2) 自分たちの住む町内会等で活動するのが原則

- ① 大規模災害時等に自分たちの地域の火災、救助に対応
- ② 簡単な消火、救助活動に従事
- ③ 訓練・装備は初期対応中心
- ④ 地域のリーダーのもと活動



(3) 自主防災組織の活動

自主防災組織は、大規模な災害が発生した際、地域住民が的確に行動し被害を最小限に止めるため、日頃から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など災害に対する備えを行い、また、実際に災害が発生した際には、初期消火活動、負傷者の救出・救助、情報の収集や避難所の運営といった活動を行うなど、非常に重要な役割を担っています。



ア 平常時

- ① 防災に関する知識の普及
- ② 地域の安全点検及び危険箇所の把握
- ③ 防災資機材の整備及び点検
- ④ 防災訓練の実施
- ⑤ 災害時に支援を要する世帯の把握

地域の危険性や家庭内での安全点検及び各種の防災訓練を通して、日頃から大規模な災害に備えるための活動です。

イ 災害時

- ① 地域内の情報の収集及び伝達
- ② 出火防止及び初期消火
- ③ 負傷者の救出、救護及び応急手当
- ④ 避難誘導、給水、給食及び支援物資等の配布
- ⑤ 収容避難所の運営及び市との連絡調整

大規模な災害が発生したときに、人命を守り、災害の拡大を防ぐために必要な活動です。



(4) 自主防災組織活動の効果

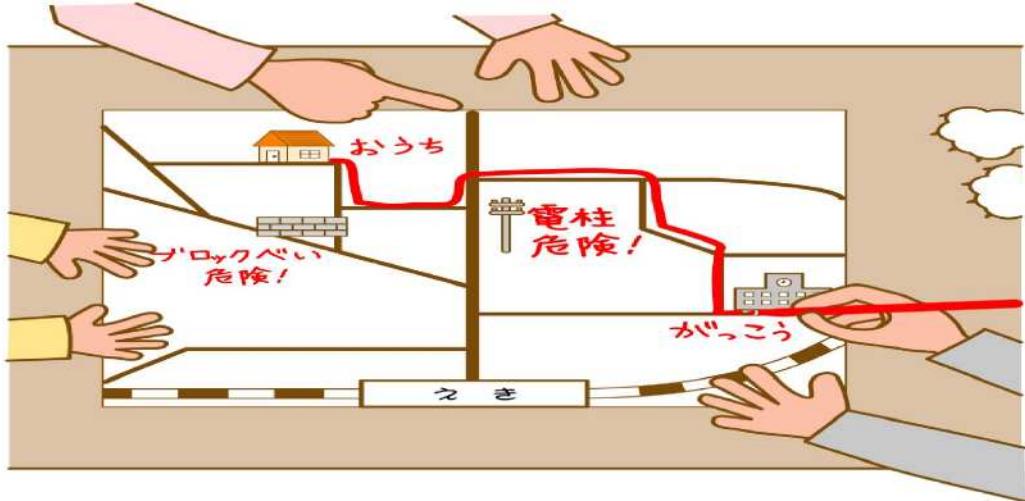
- ① 平常時には、地域連帯感や地域コミュニティの向上が図られます。
- ② 防災という話題で、家族、隣近所、町内会等で意見やお話をすることで連携が増します。
- ③ 災害時には、被害を軽減することが可能となります。
- ④ 災害時には、各自が取るべき行動を理解していることで、被害を最少化することができます。



2 設立しましょう

自主防災組織は、地域の住民が組織結成に合意し、規約、組織、活動内容を定めることで成立します。

※ 市に連携して活動するため結成したことをお知らせください。



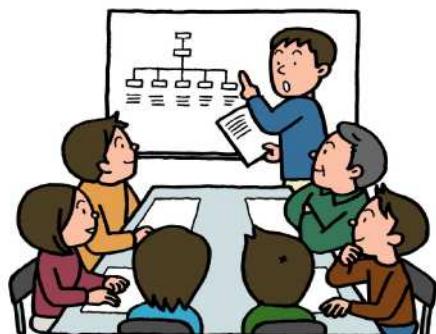
(1) 自主防災組織を結成するためには

大きく2つの方法があります。

住民の皆さんの活動ですので、既存の組織を活用する方がより現実的です。
また、楽しく参加できること、活動目標や内容の明確が大切です。

① 既存の組織を活用

町内会や自治会等の組織の中に防災部等を設けて組織化する。



② 新たに結成する

既存の組織に関係なく、新たにメンバーを集めて結成する。

(2) 組織編成

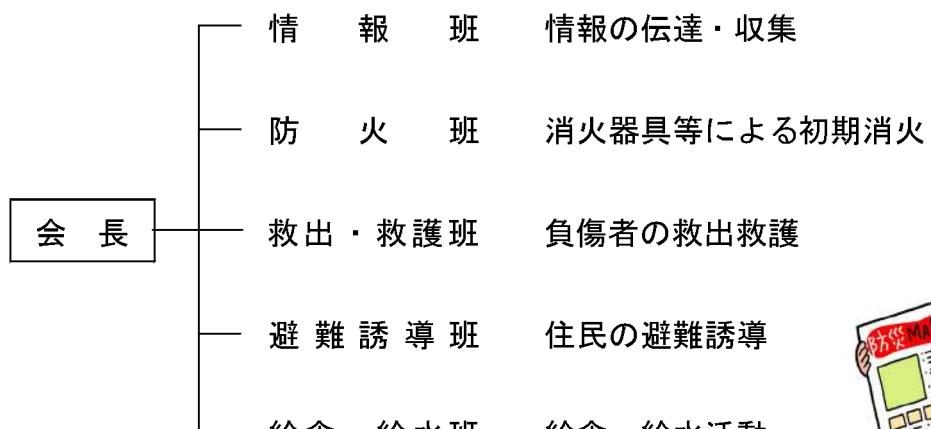
組織編成とは、防災活動を円滑に行うために、誰が何の役割を受け持つかをしっかりと決め、お互いの役割や関係をしっかりと体系づけておくことです。



【編成例】

自主防災組織の編成の一例です。定規的に捕らえるのではなく、地域の実情にあった、無理のない組織としましょう。

(班編成) (分担業務)



【参考：防災組織規約の例（別紙）】

防災組織規約の参考例

(名称)

第1条 この組織は、〇〇防災組織と称する(以下「本組織」と言う)。

(会員)

第2条 本組織は、〇〇町の地区内にある世帯(および事務所等)をもって構成する。

(目的)

第3条 本組織は、地区住民の相互扶助精神に基づいて自主的な防災活動を行うことで、地震その他の災害(以下「地震等」と言う)による被害を防ぎ、あるいはその軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本組織は、前条の目的を達成するため、次のような事業を行う。

1. 平常時

- (1) 防災に関する知識の普及
- (2) 地域の安全点検及び危険箇所の把握
- (3) 防災資機材の点検の点検及び整備
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 災害時に支援を要する世帯の把握

2. 災害発生時

- (1) 地域内の情報の収集及び伝達
- (2) 出火防止及び初期消火
- (3) 負傷者の救出、救護及び応急手当
- (4) 避難誘導、給水・給食及び支援物資等の配布
- (5) 収容避難所の運営及び市との連絡調整
- (6) その他、本組織の目的を達成するために必要な事項に関する事項

(事務所)

第5条 本組織は事務所を設置し、〇〇置く。

(役員)

第6条 本組織に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1~2名
- (3) 部長(各部の長)
- (4) 会計
- (5) 監査役任期

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任することができる。

(役員の任務)

第7条 会長は、本組織を代表し、平常時および災害発生時における諸活動の指示、統括を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときその職務を行う。

3 部長は、会長の指示を受け、本組織の事業計画の立案および活動の推進に当たるとともに部員を指揮して平常時、災害発生時の活動を実施する。

4 会計は、本組織の予算編成機能の中心となり、収支決算を行い、金銭の出納・保管を行う。

5 監査役は、本組織の会計経理を監査する。

(会議)

第8条 本組織に、総会と役員会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約改正に関すること

(2) 地区の防災計画の作成及び改正に関すること

(3) 事業計画に関すること

(4) 予算および決算に関すること

(5) その他総会が必要と認めたこと

(役員会)

第10条 役員会は、第6条に定める役員によって構成する。

2 役員会は、次の事項を審議し、実施する。

(1) 総会に提出すべき事項

(2) 総会より委任された事項

(3) その他役員で特に必要があると認められたこと

(部の設置)

第11条 本組織は、第4条の事項を遂行するために、次の部門を置く。

(1) 本部

(2) 広報部門

(3) 防火部門

(4) 救護部門

(5) 避難誘導部門

(6) 給食給水部門

2 部員は、会員の中から選任する。

3 各部に副部長、あるいは世話役をおくことができる。

(地区の防災計画)

第12条 本組織は、被害の防止および軽減を図るために地区に防災計画を作成する。

2 地区の防災計画は、次の事項について定める。

(1) 地震等の発生時における本組織の編成および任務分担に関するこ

(2) 防災知識の普及に関するこ

(3) 防災訓練の実施に関するこ

(4) 地震等の発生時における応急活動に関するこ

(5) その他必要な事項

(会費)

第13条 本組織の会費は、総会の議決を経て、別に定める。

(経費)

第14条 本組織の運営の関する経費は、会費その他の収入をもって当てる。

(会計年度)

第15条 会計年度は、毎月4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第16条 会計監査は、毎年1回、監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(付則)

この規約は〇年〇月〇日から実施する。